

わかやま移住者継業支援プロジェクト 運営要領

(平成 29 年 5 月 1 日制定)

(平成 29 年 8 月 1 日改正)

(趣旨)

第 1 知事が移住者の継業を支援する事業「わかやま移住者継業支援プロジェクト（以下、「継業支援プロジェクト」という。）について、その運営、事業の内容及び手続き等を本要領で定める。

(目的)

第 2 知事は、意欲のある現役世代の移住を促進し、地域における継業促進や地域活力の再生を目的とするため、継業支援プロジェクトを実施する。また、継業支援プロジェクトは、後継者を探す事業主と継業意欲のある移住者とのマッチングを支援する。

(定義)

第 3 本要綱において、「移住推進市町村（地域）」、「継業」及び「継業支援機関」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1)「移住推進市町村（地域）」とは、市町村職員によるワンストップ相談員を配置するとともに、住民等で構成され、移住を支援している受入協議会を設置して移住を推進している県内市町村（地域）
- (2)「継業（けいぎょう）」とは、移住者が、地域のなりわいの経営基盤を引き継ぎつつ、移住者ならではの視点で再活性化すること
- (3)「継業支援機関」とは、市町村（移住担当課）、商工会、商工会議所、和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して移住者の継業を支援する機関

(支援内容)

第 4 継業支援プロジェクトの支援内容は次のとおりとする。

- (1)後継者を求める事業主と継業を希望する移住者の登録
- (2)(1)で登録した事業主及び移住者のマッチング支援
- (3)継業支援機関との連携による事業引継支援

(登録)

第 5 継業支援プロジェクトに登録を希望する事業主は、「わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書〔事業主用〕（様式 1）」を、所在する市町村移住担当課を経由して、知事に提出しなければならない。登録申込後、原則として県及び受付市町村が訪問し、ヒアリングを行うこととする。その際、商工会（商工会議所）経営指導員に同席を要請する。

2 継業支援プロジェクトに登録を希望する移住者は、「わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書〔移住者用〕（様式 2）」を知事に提出しなければならない。知事

は登録申込を受け、電話等によるヒアリングを行うこととする。

- 3 知事は、ヒアリングを受けた事業主及び移住者からの「登録同意書（様式3）」の提出を受け、事業主及び移住者情報を登録する。

（マッチング）

第6 知事は、登録した事業主及び移住者双方へ情報提供を行い、双方から面談希望があった場合は、市町村と連携して面談の日程調整を行うこととする。

- 2 面談を行うには、事業主と移住者間で「秘密保持誓約書（様式4）」を取り交わすことを条件とする。
- 3 初回の面談は、事業主の特段の希望がない限り、原則として県及び市町村担当者が同席することとする。その際、商工会（商工会議所）経営指導員へ同席を要請する。
- 4 当事者間の事業引継に係る専門的な調整（条件・方法・契約書作成等）は、和歌山県事業引継ぎ支援センターが支援することとする。

（登録情報の共有）

第7 知事は、事業主及び移住者の登録情報を、支援の目的の範囲内で継業支援機関と共有することができる。

（登録対象者）

第8 継業支援プロジェクト登録対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 移住推進市町村（地域）内に所在する事業主で、後継者候補として、県外からの移住（希望）者の紹介を希望する者。ただし、市町村及び継業支援機関が連携し、移住者の継業を支援する体制が整っている場合は、その他の市町村（地域）の事業主も登録の対象とする
- (2) 県外からの移住（希望）者で、県内事業所の継業を希望する者

（暴力団員等の排除）

第9 次のいずれかに該当する者は、継業支援プロジェクトの登録対象外とする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

（完了案件の公表）

第10 継業支援プロジェクトによる事業引継支援が完了した案件の公表については、事業主及び移住者の了承が得られた場合に限り、行うものとする。ただし、事前に内容及び時期について事業主及び移住者と調整することとする。

（その他）

第11 この要領に定めるほか、運営に必要な事項は、知事が別に定める。